

ー「いじめ防止等のための基本的な方針」(学校いじめ防止基本方針)

諏訪市立四賀小学校

一 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめ防止等のための対策の目指す方向

- (1)すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- (2)児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- (3)児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (4)いじめが起きたときは、いじめを受けた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、関係機関が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布より）

(2) 見えにくいいじめ

いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが必要です。

(3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられます。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります。

- ①児童生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動の中で、満足感や達成感を十分味わえていない。
- ②直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ③心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対に許されない」といった規範意識が育ちにくい。
- ④児童生徒の情報端末機の支持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる事案が増加。ネット上のいじめへの対策が急務。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめを未然に防ぐために

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進めます。

- ① 児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる授業をはじめとする教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ② 児童生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子はひとりもない」ことの理解を促す。
- ③ 児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
- ④ 児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

(2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童生徒を見守り、次のような点を大切に、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要です。

- ① いじめは見えにくいことを認識し、ささいな兆候であっても「報告・連絡・相談」を大切に積極的に認知する。
- ② 学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ③ 相談しやすい環境をつくるために、教職員と児童生徒・保護者の信頼関係の構築をはかるとともに、児童生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。
- ④ 学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

(3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめがあることが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが大切です。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する児童生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通しておくことが必要です。

また、学校の取り組みの充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせません。さらに、事実によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要になります。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておくことが求められます。

二 いじめの防止等のための対策

1 学校の取り組み

本校は、「いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という）を基に、校長の強力なリーダーシップのもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核に職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、学校の設

置者や関係機関等と連携したりして、学校の実情に応じたいじめ防止等の取り組みを推進します。

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、いじめ防止等の取り組みに対する基本的な考え方、いじめ防止等の取り組みの具体的な内容、いじめ防止等の取り組みの年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながらいじめ防止等の取り組みを進めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」に定めたいじめ防止等の取り組みが、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うようにします。

(2)学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめ防止等のための組織」を中核に下記のようないじめ防止等の取り組みを実効的に行います。事案の状況に応じ、学級担任や専科、支援員など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図ります。

- ①学校のいじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成。
- ②学校のいじめ防止基本方針のPDCAサイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- ③児童生徒、教職員、保護者等のいじめ相談・通報の窓口。
- ④いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的対応の中核。

〈対策委員会の設置〉

①運営の方針

- 児童対児童、職員対児童、職員対職員へのいじめやセクシャルハラスメントをいち早く察知し、生徒指導係・学校運営委員会と連携して対応を図る。
- 不登校児童への支援のあり方を、担任・養護教諭・特別教育支援教員・生徒指導係・人権教育係・学校運営委員会と連携して探り、支援する。

②運営計画

- 日常的に学級内及び学年内にいじめ等がないか、担任や学年主任は児童の様子把握につとめる。心配なことは、学年主任から教務学年主任会において報告する。
- 学期に1度、「児童相談週間」(①6/12~6/16 ②11/28~12/5)を設ける。実態に応じて、事前に「学校生活アンケート」を実施する。児童一人一人の様子を把握するとともに、指導に生かす。
- 不登校児童については、担任・養護教諭・特別教育支援教員・生徒指導係・人権教育係・教務学年主任会が連携し、校内体制として個別の家庭訪問などの支援を行う。
- 担任は、児童の欠席状況を把握し、気になる児童については学年会で十分話し合うとともに、不登校傾向児童については職員会に報告し、全職員が共通理解に立って支援できるようにする。
- スクールカウンセラーについて、家庭に発信(4月に通知配布)するとともに、カウンセリングの計画を立てる。児童や保護者が相談しやすい環境づくりを心がける。
- 「いじめ防止・対応マニュアル」を職員に周知できるようにする。

○いじめ防止チェックリストを用いて定期的に振り返り、指導に生かす。

(3)未然防止の取り組み

学校では、すべての児童生徒を対象に、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にする態度を養います。また、児童生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育むことも必要です。

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

(a)日々の授業の充実

- ①三観点“ねらい、めりはり、見とどけ”を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。
- ②「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり
- ③思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳の学習の工夫。

(b)児童生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ①相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考え方を伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定。
- ②児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。

(c)体験活動の充実

- ①児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫
- ②多様な価値観を認めあったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。

(d)職員の研修

- ①教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開
- ②いじめ防止等に係る教員のスキルアップを図る研修、子どもの理解等についての保護者と合同の研修の実施

イ「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ①「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取り組み等の保護者や地域への発信。全校集会やPTAの会合、地区懇談会での周知。
- ②人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。
- ③保護者や地域とともにいじめ防止等の取り組みを考え合う機会の設定。

ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用

児童生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援。

(4)早期発見の取り組み

学校の教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努めます。また、いじめの可能性のある事象を発見したり情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、「いじめの防止等の対策のための組織」や学年会などと情報を共有し、複数で判断します。

ア 日常活動を通じた早期発見

- ①児童生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- ②日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握。
- ③学年会や教科会での情報交換。
- ④相談箱設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

イ 相談体制の充実

- ①児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や、校外相談窓口の周知。
- ②相談室への職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫。
- ③スクールカウンセラーの積極的な活用。
- ④教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての児童生徒との計画的な相談実施。
- ⑤校内の「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした確実な情報共有。

ウ アンケートやチェックリストの活用

- ①アンケートによる児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握、面談の実施。
- ②児童生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会生についての現状把握。
- ③チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。

(5) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保した上で、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応をします。そのため、本校の「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、全職員が組織的対応の仕方を共通理解しておく必要があります。

- ①見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解。
- ②支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定。
- ③全体像の把握（事実確認）・・・いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聞き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解。
- ④関係する児童、保護者への支援・助言
- ⑤ 関係する集団への指導のポイントの共通理解。
- ⑥学校の設置者（教育委員会）への報告、保護者への連絡と連携した支援・指導
- ⑦必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築。

(6)ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷。名誉棄損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努めます。また、ネット上のいじめに対するマニュアルを整備することが必要です。

- ①未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ②児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ③不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

(7) その他

教員が児童生徒と向き合う時間の確保

学校では教員が児童生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努めます。

2 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取り組み

いじめ防止等の取り組みは、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関、関係団体とが連携して様々な取り組みを工夫することが有効です。

(1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間環境の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育みましょう。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要です。

- ①日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
- ②子どもとともに過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努める。
- ③基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルール策定など、家庭におけるルールづくりに努める。
- ④学校の教育方針や教育活動への理解や協力を努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるように心がける。

(2) 地域におけるいじめ防止等の取り組みとの連携

- ①PTA活動によるいじめ防止等の取り組みの推進。
- ②地域の人材の学校教育活動への参画。また、児童と家庭や地域の多くの大人が接するような取り組みの学校教育計画への位置づけ。
- ③公民館活動や青少年健全育成事業への児童の積極的な参加。
- ④学校と児童センターが連携した児童の状況把握。
- ⑤地区懇談会での地域における児童の状況の把握。

(3) 関係機関・関係団体との連携

- ①児童』相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との情報交換等日常的な連携。
- ②スクールサポーター、少年警察ボランティアの活用による防犯教室などの実施。
- ③外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。